（訳文の添付）

第二条　法（第三章の二に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」という。）、第三章の二に限る。同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第三十条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長等。以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第六条各号（第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十七号を除く。）に掲げる書類であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（外国通貨又は仮想通貨の換算）

第三条　法、令又はこの府令の規定により金融庁長官に提出する書類中、外国通貨又は仮想通貨をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（登録の申請）

第四条　法第六十三条の二の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号（外国仮想通貨交換業者にあっては、別紙様式第二号）により作成した法第六十三条の三第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第五条　法第六十三条の三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　取り扱う仮想通貨の概要

二　法第六十三条の十一第一項に規定する管理の方法

三　仮想通貨交換業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

四　加入する認定資金決済事業者協会（仮想通貨交換業者を主要な協会員又は会員とするものに限る。以下同じ。）の名称

（登録申請書の添付書類）

第六条　法第六十三条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一　別紙様式第三号により作成した法第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　取締役等（法第六十三条の五第一項第十号に規定する取締役等をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三　取締役等の婚姻前の氏名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四　取締役等が法第六十三条の五第一項第十号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

五　別紙様式第五号又は第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革

六　別紙様式第七号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

七　外国仮想通貨交換業者である場合にあっては、外国の法令の規定により当該外国において法第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて仮想通貨交換業を行う者であることを証する書面

八　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

九　会計監査人設置会社である場合にあっては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

十　事業開始後三事業年度における仮想通貨交換業に係る収支の見込みを記載した書面

十一　取り扱う仮想通貨の概要を説明した書類

十二　仮想通貨交換業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十三　仮想通貨交換業を管理する責任者の履歴書

十四　仮想通貨交換業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第十九条において同じ。）

十五　仮想通貨交換業の利用者と仮想通貨交換業に係る取引を行う際に使用する契約書類

十六　仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

十七　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ　指定仮想通貨交換業務紛争解決機関（法第六十三条の十二第一項第一号に規定する指定仮想通貨交換業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第十七条第一項第十一号において同じ。）が存在する場合　当該仮想通貨交換業者が法第六十三条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合　当該仮想通貨交換業者の法第六十三条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十八　その他参考となる事項を記載した書面

（登録申請者への通知）

第七条　金融庁長官は、法第六十三条の四第二項に規定する登録の通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書により行うものとする。

（仮想通貨交換業者登録簿の縦覧）

第八条　金融庁長官は、その登録をした仮想通貨交換業者に係る仮想通貨交換業者登録簿を当該仮想通貨交換業者の本店（外国仮想通貨交換業者にあっては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎）

第九条　法第六十三条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　資本金の額が一千万円以上であること

二　純資産額（第六条第一項第八号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと

（登録の拒否の通知）

第十条　金融庁長官は、法第六十三条の五第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（変更の届出）

第十一条　仮想通貨交換業者は、法第六十三条の六第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号を変更した場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び別紙様式第三号により作成した法第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　資本金の額を変更した場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第十号に掲げる場合を除く。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書